様式第1号(第6条関係)

年　　月　　日

輪島市長　殿

住所又は所在地

氏名又は会社名及び代表者職氏名

輪島市起業・新規出店支援事業補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、輪島市起業・新規出店支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この補助金の交付申請に当たり、輪島市が審査に必要な場合は、市税の納付状況等を調査することに同意します。

記

1　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　円（千円未満切捨て）

2　添付書類

(1)　新事業所開設に係る見積書

　(2)　金融機関への融資申込内容がわかる書類

　(3)　金融機関に提出した事業計画等の資料

　(4)　整備する新事業所の図面

　(5)　直近の貸借対照表及び損益計算書(会社の場合に限る。)

　(6)　その他市長が必要と認める書類

交付申請書　別紙1

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体(申請者)の概要 | 氏名又は会社の名称・代表者職氏名【生年月日】　　年　　月　　日(　歳) |
| 連絡先(電話、電子メール) |
| 現在、会社等を経営している場合、従業員数(代表を除く申請日時点) 人 |
| 現在、どのような仕事をしているか。(会社・個人事業主の場合は、経営している主要事業の概要) |
| 新事業所開設の理由 | (独立起業・新店舗の開設に踏み切った理由) |
| 新事業所の所在地(予定) | ※過去に輪島市から補助金を受け整備された建物等の場合は、補助金の対象にならないことがある。 |
| 申請者の職歴等 | 年　月 | 内　容 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 1.事業を経営したことはない2.事業を経営したことがあり、現在も継続している。3.事業経営していたことがあるが、既にやめている。(やめた時期　　　　　　　　　　) |

交付申請書　別紙2

|  |
| --- |
| 新事業所の事業内容 □ 製造業　　□ 情報通信業　　　□ 小売業　　　□ 理容業、美容業　□ 宿泊業、飲食サービス業(スナック等を除く。) |
| 新事業所の開業予定日年　　月　　日 | 新事業所の名称(お店の名前) |
| 営業時間　午前・午後　　　時　　から　　午前・午後　　　時　まで |
| 事業のセールスポイント（他のお店と比較しての優位性などを記載する。） |
| 新事業所の一年間当たりの営業日数の見込み　　　　　　　　　日程度　※200日未満は補助対象外 |
| 新事業所の開設に当たり、新たに雇用がある場合はその人数の見込み正規雇用者　　　　人　　　　アルバイト等　　　人※既に市内に事業所(露店、行商、屋台、立ち売りなど固定的な設備がないものも含む。)を構えている方は、新たに正規雇用者(配偶者及び2親等以内の親族除く。)の無いとき、補助金を受けることはできない。 |
| 新事業所の開設に当たって必要な許可等(必要なものとその取得の見込み。) |

交付申請書　別紙3

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 必要資金 | 補助対象経費 | (消費税抜き) | (消費税込み) |
|  | 設計費 | 円 | 円 |
| 工事費 | 円 | 円 |
| 建物購入費 | 円 | 円 |
| 備品・設備購入費 | 円 | 円 |
| 補助対象経費　小計 | 円 | 円 |
| 補助対象外経費 |
|  | 消耗品費 | 円 |
| 土地購入費 | 円 |
| パソコン等 | 円 |
| 印刷費 | 円 |
|  | 円 |
| 当面の運転資金 | 円 |
| 補助対象外経費　小計 | 円 |
| 合　計 | 円 |

※消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費ではない。

※見積書・カタログなど、積算根拠がわかる書類を必ず添付すること。

※補助対象外の経費は、必要に応じて字句を修正しても良い。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資金調達の方法(本補助金交付までのつなぎ融資は含めない。) | 自己資金 | 円 |
| 対象融資 | 円 |
| その他借入 | 円 |
| 本補助金 | 円 |
| その他補助金(ある場合は必ず記載) | 円 |
|  | 円 |
| 合計(必要資金の合計と一致のこと。) | 円 |
| 対象融資 | 金融機関及び支店名 | 融資担当者氏名 |
| 借入金額 | 借入日(予定日) |

様式第1号(第6条関係)　別紙4

　　年　　月　　日

　輪島市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　（本人署名押印のこと）

住所又は所在地

氏名又は会社名及び代表者職氏名

誓　約　書

輪島市起業・新規出店支援事業補助金 (以下「補助金」という。)の申請に当たり、輪島市起業・新規出店支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)を確認し、補助金の取消し要件など、要綱の内容を理解していることを誓約いたします。

今回の補助金の申請に当たり、要綱第3条第2項各号の欠格事項には、いずれも該当していないことを誓約いたします。

補助金の交付後、補助金の取消し事項（５年以内の事業の廃止等）に該当した場合は、輪島市の指示のとおり、補助金を返還することを誓約いたします。